

関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査実施要領書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号：原規規収第 1912252 号 01

令和元年 1 2 月

原子力規制委員会

I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第1号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、届出された工事計画(※1)に従い製作され、据付けされたものであることを確認するものである。

※1：届出された工事計画とは、高浜発電所第4号機第22回定期検査における蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示のあった伝熱管について蒸気発生器の健全性を確保するため、A蒸気発生器の伝熱管1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器の伝熱管1本(X:92 Y:8)及びC蒸気発生器の伝熱管3本(X:45 Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)に対する「メカニカルプラグ [REDACTED]」（以下「メカニカルプラグ」という。）を取り付ける工事に係るものである。

II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第116号、以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格を持って適合しているものとみなす。

III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦

IV 検査範囲

1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び検査範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第4号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 蒸気発生器※	3

※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管1本(X:8 5 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:9 2 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:4 5 Y:5, X:5 2 Y:9, X:9 1 Y:4)である。

2 工事計画認可・届出関係

届出番号 (届出年月日)
関原発第358号 (2019年11月15日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

V 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の届出番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第43条の3の11に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき届出された工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき届出された工事計画の内容と同一であることを確認する。

VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 4 号機

構造、強度又は漏えいに係る
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 01

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機
- 2 検査の種類 構造、強度又は漏えいに係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器* 3個
※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管
1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:9
2 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:
5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官

印

電気工作物検査官

印

関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

原子炉の臨界反応操作を開始
することができる状態になった時に係る
使用前検査実施要領書

設備名 : 原子炉冷却系統設備

系統名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第1912252号02

令和元年12月

原子力規制委員会

I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第4号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、届出された工事計画（※1）に従い製作され、据付けされたものであることを確認するものである。

※1：届出された工事計画とは、高浜発電所第4号機第22回定期検査における蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示のあった伝熱管について蒸気発生器の健全性を確保するため、A蒸気発生器の伝熱管1本（X：85 Y：2）、B蒸気発生器の伝熱管1本（X：92 Y：8）及びC蒸気発生器の伝熱管3本（X：45 Y：5，X：52 Y：9，X：91 Y：4）に対する「メカニカルプラグ [REDACTED]」（以下「メカニカルプラグ」という。）を取り付ける工事に係るものである。

II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格を持って適合しているものとみなす。

III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社 高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

IV 検査範囲

1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び検査範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第4号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 蒸気発生器*	3

※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:92 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。

2 工事計画認可・届出関係

届出番号 (届出年月日)
関原発第358号 (2019年11月15日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

V 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の届出番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第43条の3の11に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき届出された工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき届出された工事計画の内容と同一であることを確認する。

VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 4 号機

原子炉の臨界反応操作を開始
することができる状態になった時に係る
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 02

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機
- 2 検査の種類 原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器※ 3個
※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管1本
(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:92 Y:
8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:5, X:52
Y:9, X:91 Y:4)である。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官
電気工作物検査官

印

印

関西電力株式会社
高浜発電所第4号機

工事の計画に係る全ての
工事が完了した時に係る
使用前検査実施要領書

設備名 : 原子炉冷却系統設備

系統名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 03

令和元年 1 2 月
原子力規制委員会

I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の表第5号の工事の工程に係る使用前検査について、原子炉冷却系統設備が、届出された工事計画（※1）に従い製作され、据付けされたものであることを確認するものである。

※1：届出された工事計画とは、高浜発電所第4号機第22回定期検査における蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示のあった伝熱管について蒸気発生器の健全性を確保するため、A蒸気発生器の伝熱管1本（X：85 Y：2）、B蒸気発生器の伝熱管1本（X：92 Y：8）及びC蒸気発生器の伝熱管3本（X：45 Y：5， X：52 Y：9， X：91 Y：4）に対する「メカニカルプラグ XXXXXXXXXX」（以下「メカニカルプラグ」という。）を取り付ける工事に係るものである。

II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に基づく使用前検査の合格を持って適合しているものとみなす。

III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社 高浜発電所

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

IV 検査範囲

1 検査対象設備及び範囲

検査対象設備及び検査範囲は、工事計画に記載された下記の設備とする。

高浜発電所第4号機

原子力設備

名称	個数
原子炉冷却系統設備 一次冷却材の循環設備 蒸気発生器*	1

※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:92 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45 Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。

2 工事計画認可・届出関係

届出番号 (届出年月日)
関原発第358号 (2019年11月15日)

上記以降の変更については、検査時に使用前検査申請書の変更申請により確認する。

V 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「3 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の届出番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第43条の3の11に基づく使用前検査が終了していること及び電気事業法に基づき届出された工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき届出された工事計画の内容と同一であることを確認する。

VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社
高浜発電所第 4 号機

工事の計画に係る全ての
工事が完了した時に係る
使用前検査成績書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備

系 統 名 : 一次冷却材の循環設備
蒸気発生器

要領書番号 : 原規規収第 1912252 号 03

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

- 1 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第4号機
- 2 検査の種類 工事の計画に係る全ての工事が完了した時に係る使用前検査
- 3 検査申請 使用前検査申請番号
- 4 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社 高浜発電所
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
- 6 検査範囲 高浜発電所第4号機
原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器※ 3個
※：メカニカルプラグ取付伝熱管はA蒸気発生器伝熱管
1本(X:85 Y:2)、B蒸気発生器伝熱管1本(X:
92 Y:8)及びC蒸気発生器伝熱管3本(X:45
Y:5, X:52 Y:9, X:91 Y:4)である。
- 7 判定基準 工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。
- 8 検査結果
- 9 検査実施者 電気工作物検査官
電気工作物検査官

印

印